

令和 6 年度

整備主任者研修 法令研修

【地方教材】

東北運輸局青森運輸支局

目 次

＜令和 6 年度整備主任者法令研修地方教材＞

1. 審査事務規程の一部改正について	1
2. 道路運送車両法の保安基準等の一部改正について	6
3. 道路運送車両法施行規則の一部改正について (令和 6 年 6 月物流・自動車局)	9
4. 大型車の車輪脱落事故防止について (令和 6 年 8 月東北運輸局資料)	11
5. 「はじまる・OBD検査」 (自動車技術総合機構)	24
6. 特定整備事業者の処分状況一覧表 (令和 5 年度)	48
7. 指定整備事業者の処分状況一覧表 (令和 5 年度)	49
8. 受検する際の注意事項	51

審査事務規程の一部改正について（第51次改正）

1. 改正概要

(1) 自動車の検査等関係

- ① 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正
 - 歩行者保護に係る協定規則へ ARHSS (Adjustable Ride Height Suspension System) を備えた自動車に対する基準及び試験方法が追加されたことに伴い、審査方法等を規定します。[7-33]
 - 乗車定員10人の乗用車に適用する運転者の視野に係る基準を変更します。[6-41、7-41、8-41]
 - 乗車定員10人未満の乗用車及び車両総重量3.5t以下の貨物車には、運転者からの死角となる当該自動車の直前及び側面に近接する歩行者や障害物を確認できるよう、ミラー、カメラ又は検知装置を備えなければならないものとして、審査方法等を規定します。[7-107、8-107]
- ② OBD検査に係る取扱い等の新設
OBD検査（※）の対象となる自動車及び審査方法等を規定します。[4-10、9-15等]
※目視により判断できない電子制御装置の故障等に対応するため、検査用スキャンツールを用いて車載式故障診断装置の診断結果を読み出し、特定の情報等の記録状況を検査すること。
- ③ その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

(2) 自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

2. 関係する省令等

- ・道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和5年6月5日国土交通省令第45号）
- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（令和2年8月5日国土交通省告示第788号、令和5年6月5日国土交通省告示第572号）
- ・道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和2年8月5日国土交通省告示第788号、令和5年1月4日国土交通省告示第1号、令和5年6月5日国土交通省告示第572号）

3. 施行日

令和5年9月1日

審査事務規程の一部改正について（第52次改正）

1. 改正概要

(1) 自動車の検査等関係

- ① 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正
- 自動車の長さ、幅及び高さを測定する際にその対象から除外する項目として、前面及び後面の周辺監視装置を追加します。
 - 自動車の外側に突出する周辺監視装置について、突出量の測定方法を規定します。

(2) 自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

2. 関係する省令等

- ・ 道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和5年9月22日国土交通省令第714号）
- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（令和5年9月22日国土交通省告示第969号）
- ・ 道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和5年9月22日国土交通省告示第969号）

3. 施行日

令和5年9月22日

審査事務規程の一部改正について（第56次改正）

1. 改正概要

(1) 自動車の検査等関係

- ① 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正
 - ガソリン又はLPGを燃料とする特殊自動車であって定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えるものの排出ガス試験サイクルとして、過渡試験サイクル（LSI-NRTC）及び定常試験サイクル（7M-RMC）に係る基準が追加され、排出ガス規制値が強化されたことに伴い、審査方法等を規定します。[7-58、9-6]
 - ガソリン又はLPGを燃料とする特殊自動車であって定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えるものについて、ブローパイ・ガス還元装置（原動機の燃焼室からクランクケースに漏れるガスを還元させる装置をいう。）の備え付けが規定されたことに伴い、審査方法等を規定します。[7-60、8-60]
 - 自動車には、車両後退通報装置を備えなければならないものとして、対象とする自動車及び審査方法を規定します。[6-105の2、7-105の2、8-105の2]
- ② 新車の指定自動車等について、第7章の規定によらず第6章の規定のみで審査ができるよう構成を見直します。[6-14、6-35、6-37、6-38、6-41、6-99、6-100、6-106、6-107、6-109、6-110、6-114、6-115]
- ③ その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

(2) 自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

2. 関係する省令等

- ・道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和5年1月4日国土交通省令第1号）
- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和2年12月25日国土交通省告示第1577号、令和5年1月4日国土交通省告示第1号、令和6年1月5日国土交通省告示第2号）

3. 施行日

令和6年4月1日

審査事務規程の一部改正について（第57次改正）

1. 改正概要

(1) 自動車の検査等関係

- ① 電動パーキングブレーキ搭載車が増加していることに伴い、ブレーキテストを用いた制動装置検査（駐車ブレーキ計測）について、ブレーキテストのローラ上で駐車ブレーキを備える車軸の全ての車輪がロックし、それ以上の制動力を計測することが困難な場合には、その状態で必要な制動力の総和を有しているものとみなすこととします。

[9-3]

- ② 平成10年9月1日以降に製作された自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、最高速度20km/h未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）については、ヘッドライトテストを用いた前照灯検査においてロービームを計測し、夜間に前方40mの距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有することや照射光線が他の交通を妨げないことを検査しているところですが、カットオフラインが確認できない自動車などに対応するための計測方法を変更し、対象車及び判定エリアを追加します。また、規定全体の構成を見直します。

[9-8]

(2) 自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

2. 関係する省令等

今回は該当なし

3. 施行日

令和6年8月1日

カットオフラインが確認できない自動車 などのロービーム計測について

平成10年9月1日以降に製作された自動車※1 については、ヘッドライトテストを用いた前照灯検査においてロービームを計測しているところですが、カットオフラインが確認できない自動車などに対応するために、令和6年8月1日から、最高光度点の位置によるロービーム計測方法を見直します。

※1：二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、最高速度20km/h未満の自動車及び被牽引自動車を除きます。

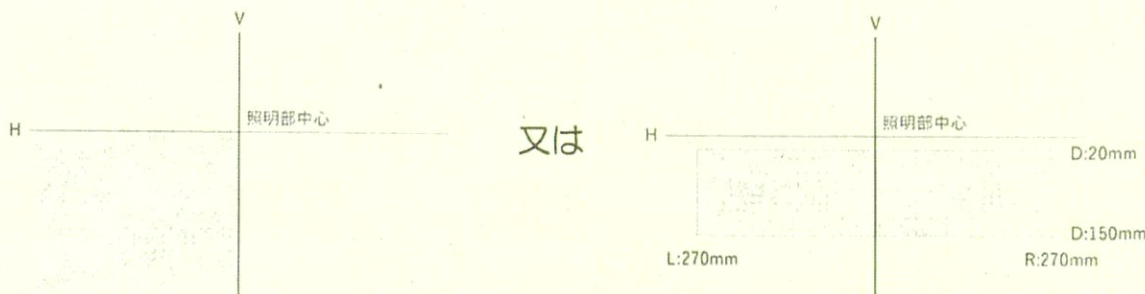
最高光度点の位置によるロービーム計測方法

1. 対象となる自動車

- ・ カットオフラインが確認できないすれ違い用前照灯（レンズの表面にくもりがないものに限る。）を備える自動車
- ・ 指定自動車等以外の自動車 （注）指定自動車等以外の自動車は「エルボー点の位置による計測」又は「最高光度点の位置による計測」のいずれかでロービームを計測します。

2. 計測値の判定

- ・ 最高光度点の位置：次のいずれかの範囲内にあること
- ・ 最高光度点における光度：1灯につき6,400cd以上であること



※照明部中心高さ1m超えの場合は、20mmを70mmに、150mmを200mmに読み替える。

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令及び 道路運送車両の保安基準の細目を定める 告示等の一部を改正する告示について

1. 改正の背景

我が国は、自動車の安全・環境基準について国際的な整合性を図り自動車の安全性・環境性を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成 10 年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところです。

今般、国際連合自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第 191 回会合において、「大型車用事故情報計測・記録装置に係る協定規則（第 169 号）」及び「バスの座席一体型年少者補助乗車装置に係る協定規則（第 170 号）」が新たに採択されたほか、「シート及びシートアンカーに係る協定規則（第 17 号）」等の改訂が採択されました。

これを踏まえ、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号。以下「保安基準」という。）、装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）、共通構造部型式指定規則（平成 28 年国土交通省令第 15 号）、道路運送車両法関係手数料規則（平成 28 年国土交通省令第 17 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等について、所要の改正を行います。

2. 改正の概要

(1) 道路運送車両の保安基準の一部改正及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行います。

- ① 事故時の車両に関する情報（加速度、ステアリング操作、衝突被害軽減ブレーキの作動状態等）を記録するために備える事故情報計測・記録装置（EDR：Event Data Recorder）について、これまでの乗用車等の小型車に加え、大型車（乗車定員 10 人以上の乗用車及び車両総重量 3.5 t を超える貨物車）においても、協定規則第 169 号（大型車用事故情報計測・記録装置に係る協定規則）の要件を満たす EDR を備えなければならないこととします。

【主な要件】

（別紙 2 参照）

【適用日】

新型車：令和 8 年 12 月 1 日 継続生産車：令和 11 年 12 月 1 日

- ② バス（乗車定員 10 人以上の乗用車）にビルトイン型（座席一体型）の年少者用補助乗車装置（チャイルドシート）を備える場合には、協定規則第 170 号（バスの座席一体型年少者用補助乗車装置に係る協定規則）の要件を満たさなければならないこととします。

【主な要件】

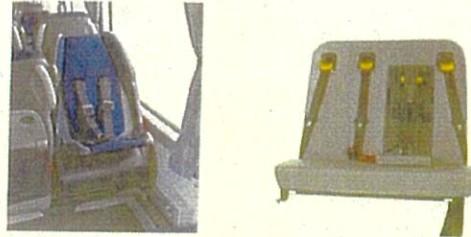
- ・ラベル等により使用上の制限を表示すること

- ・バスの座席を前提として協定規則で定められた試験条件において、従来のチャイルドシート（ビルトイン型ではない取り外し可能なもの）と同等の乗員保護性能を確保すること

【適用日】

令和6年6月20日

（バスに備える座席一体型チャイルドシートの例）



※国連の専門家会議における海外メーカー発表資料より
協定規則第170号への適合が確認されたものではない

- ③ 自動車の前向き座席に頭部後傾抑止装置（ヘッドレスト）を備える場合には、その座席位置にかかわらず、協定規則第17号（シート及びシートアンカーに係る協定規則）に定める運転席等に備える頭部後傾抑止装置と同等の要件を満たさなければならないこととします。

【主な要件】

（運転席等に備えるヘッドレストに同じ）

【適用日】

令和8年9月1日

- ④ 協定規則の改訂に伴い、保安基準において引用する協定規則の番号を以下のとおり改めます。

第16号第8改訂版	⇒	第16号第9改訂版
第17号第10改訂版	⇒	第17号第11改訂版
第53号第3改訂版	⇒	第53号第4改訂版
第94号第4改訂版	⇒	第94号第5改訂版
第95号第5改訂版	⇒	第95号第6改訂版
第129号第3改訂版	⇒	第129号第4改訂版
第134号改訂版	⇒	第134号第2改訂版
第137号第2改訂版	⇒	第137号第3改訂版
第145号	⇒	第145号改訂版
第160号改訂版	⇒	第160号第2改訂版

(2) 装置型式指定規則の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行います。

- ① 協定規則の改訂に伴い、装置型式指定規則において引用する協定規則の番号を上記の(1)④と同様に改めます。
- ② 法第75条の3第1項の規定により型式指定の対象となる特定装置の種類に、協定規則第169号に基づき認定された「事故情報計測・記録装置」（大型車用のもの。以下同じ。）及び協定規則第170号に基づき認定された「年少者用補助乗車装置」（バス用のもの。以下同じ。）を追加しま

す。

- ③ 法第 75 条の 3 第 8 項の規定により型式指定を受けたものとみなす特定装置に、協定規則第 169 号に基づき認定された「事故情報計測・記録装置」及び協定規則第 170 号に基づき認定された「年少者用補助乗車装置」を追加します。
- ④ 法第 75 条の 4 第 1 項の規定に基づく特別な表示を付すことができる特定装置として、協定規則第 169 号に基づき認定された「事故情報計測・記録装置」及び協定規則第 170 号に基づき認定された「年少者用補助乗車装置」を追加します。

(3) **共通構造部型式指定規則の一部改正**

協定規則第 0 号の改訂に伴い、共通構造部型式指定規則において引用する協定規則に第 0 号第 6 改訂版を加えるほか、所要の改正を行います。

(4) **道路運送車両法関係手数料規則の一部改正**

協定規則第 169 号の新規採択に伴い、「大型車用事故情報計測・記録装置」が特定装置となったため、型式の指定を申請する者が、当該装置の保安基準適合性審査を受ける際に独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を新たに規定するほか、所要の改正を行います。

(5) **その他の関係告示の一部改正**

上記のほか、関係する省令及び告示の規定について所要の改正を行います。

3. スケジュール

公 布：令和 6 年 6 月 14 日

施 行：令和 6 年 6 月 15 日

ただし、2. (1)①及び②、(2)②、③及び④並びに(5)の一部は令和 6 年 6 月 20 日施行とします。

道路運送車両法施行規則及び自動車損害賠償保障法施行規則 の一部を改正する省令について

1. 背景

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第62条に基づく自動車の継続検査については、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「車両法施行規則」という。）第44条において、残存する自動車検査証の有効期間を失うことなく継続検査が受検可能な期間を、自動車検査証の有効期間が満了する日の一月前以内（離島に使用の本拠の位置を有する自動車にあつては、二月前以内）と定めているところである。

他方、特定の期間、特に年度末等に継続検査関連業務が集中することで、当該期間中における自動車整備工場等の業務に大きな負担がかかり、その結果、自動車の使用者が継続検査を円滑に受検することに支障が生じることが懸念される状況にある。

そのため、今般、特定の期間に集中する継続検査関連業務の平準化及び自動車の使用者全体の利便性向上を図るべく、車両法施行規則及び自動車損害賠償保障法施行規則（昭和30年運輸省令第66号。以下「自賠法施行規則」という。）について所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

(1) 継続検査の受検可能期間の拡大（車両法施行規則第44条関係）

継続検査を受けようとする自動車の使用者に対し、残存する自動車検査証の有効期間を失うことなく継続検査が受検可能な期間の起算日を、自動車検査証の有効期間が満了する日の「一月前」（離島に使用の本拠の位置を有する自動車にあつては、「二月前」）と規定しているところ、これを全国一律に「二月前」とする。

(2) 自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）第11条第4号に規定する「国土交通省令で定める期間」の拡大（自賠法施行規則第7条関係）

保険会社（組合）に対し、自動車損害賠償責任保険（共済）に係る保険期間（共済期間）の末日がその申込みの日から起算して、これから検査を受け、記録されることとなる自動車検査証の有効期間に「一月」（離島に使用の本拠の位置を有する自動車について継続検査を受ける場合にあっては、「二月」）を加えた期間を経過する日より前の日までの契約の申込みについて、契約の締結義務を課しているところ、継続検査を受けるものにあつてはこれを全国一律に「二月」とする。

3. 今後のスケジュール

公 布：令和6年6月25日

施 行：令和7年4月1日

令和6年6月25日
物流・自動車局
自動車整備課
保障制度参事官室

来年4月より、車検を受けられる期間が伸びます

～ 年度末を避けて余裕をもって受検をお願いします ～

年度末における車検の混雑緩和と自動車整備士の働き方の改善のため、関係省令を改正し、車検証の有効期間満了日の「**2か月前**」から車検を受けられることとしました。

1. 背景

現在、車検は、「有効期間満了日の**1か月前**から満了日までの間」※に受検いただいておりますが、車検需要が年度末に集中しているため、この時期は、自動車ユーザーが整備や車検の予約が取りづらく、自動車整備士も残業・休日出勤に追われるという問題が生じています。

※ この期間に受検すると、残存する旧車検証の有効期間を失うことなく、新車検証に更新できます(下図参照)

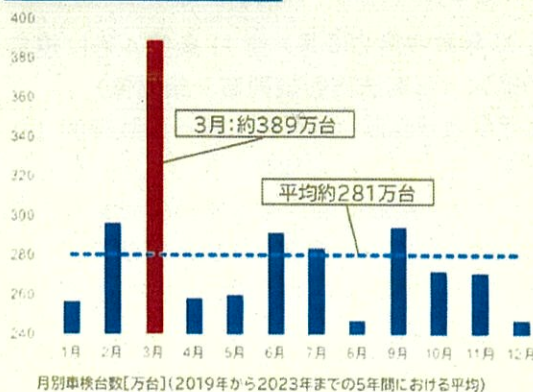
2. 道路運送車両法施行規則等の改正

今般、道路運送車両法施行規則を改正し、「有効期間満了日の**2か月前**から満了日までの間」に受検しても、残存する有効期間が失われないこととしました。また、自賠責保険の有効期間もこれに整合させるため自動車損害賠償保障法施行規則を改正しました。(いずれも令和7年4月1日施行)

3. 自動車ユーザーの皆様へのお願い

車検は年度末が大変混雑します。余裕をもった予約・受検にご協力をお願いいたします。

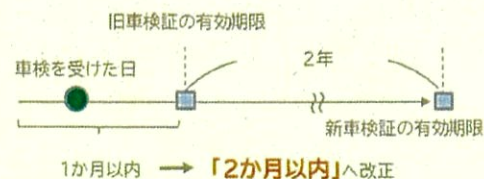
月別の車検台数



車検の受検可能期間の拡大(今改正)

【現行】 ※自家用乗用車の2回目以降の車検の例
車検証の有効期限前**1か月以内**に受検すると、新車検証の有効期限を旧車検証の有効期限から2年間とすることができる。

【改正後】
車検証の有効期限前**2か月以内**に受検すると、新車検証の有効期限を旧車検証の有効期限から2年間とすることができる。



【問合せ先】

物流・自動車局

自動車整備課 本田(内線42413) (直通) 03-5253-8599 【車検関係(全般)】
保障制度参事官室 上地(内線41443) (直通) 03-5253-8582 【自賠責保険関係】

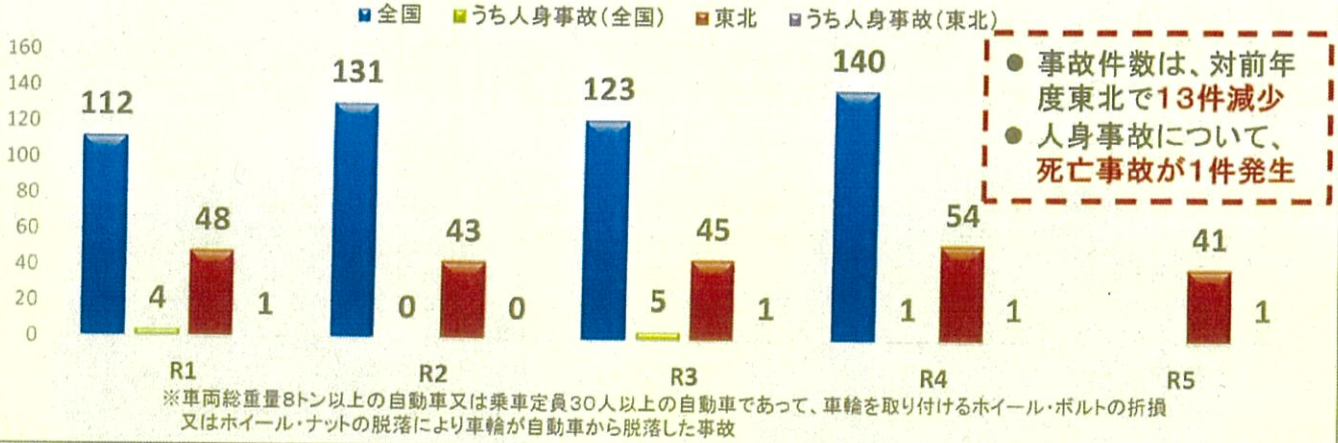
大型車の車輪脱落事故防止について

令和6年8月
東北運輸局自動車技術安全部

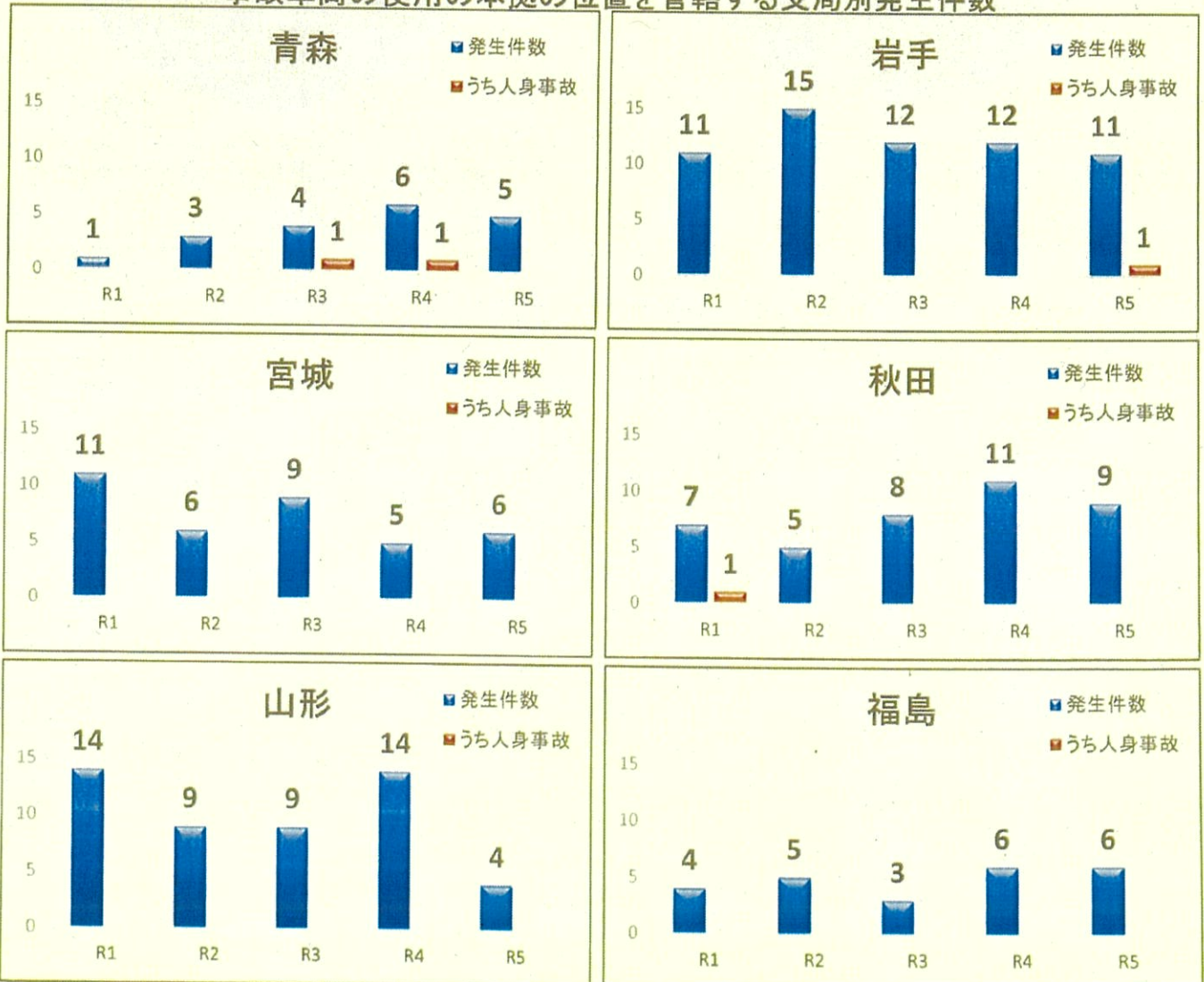
- ① 令和5年度東北管内車輪脱落
事故発生状況（速報値）
- ② 大型車を取り扱う指定工場の
監査時による実態調査結果
- ③ 大型車の適切なタイヤ脱着・
保守管理作業解説動画

①令和5年度東北管内車輪脱落事故発生状況（速報値）

大型車の車輪脱落事故*発生件数の推移



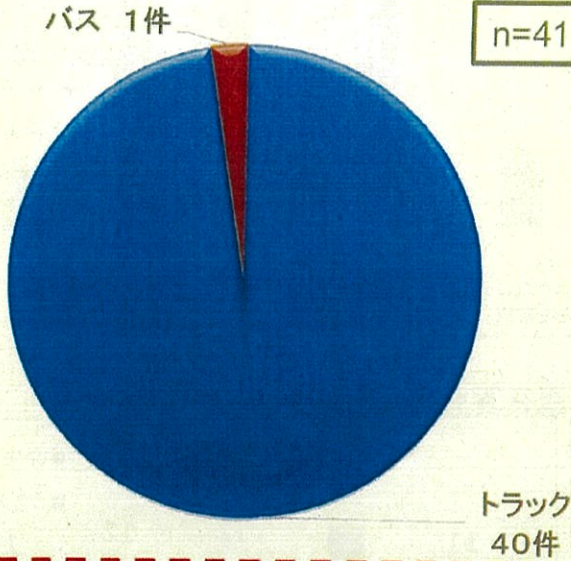
事故車両の使用の本拠の位置を管轄する支局別発生件数



出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

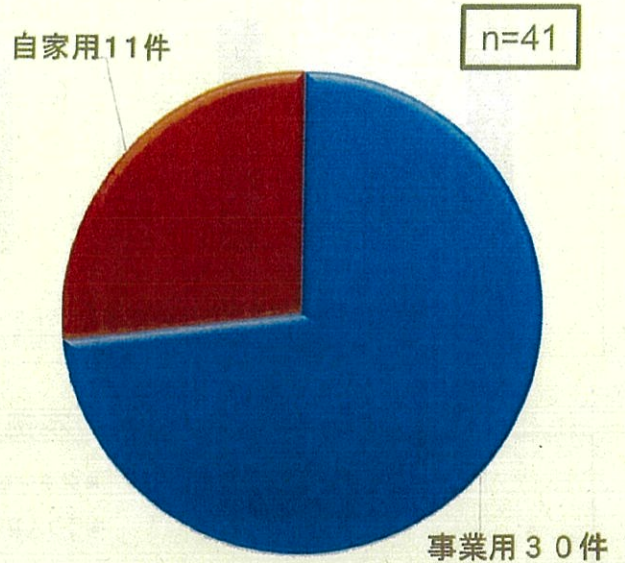
①令和5年度東北管内車輪脱落事故発生状況（速報値）

業態別発生件数
(大型バス・大型トラック)



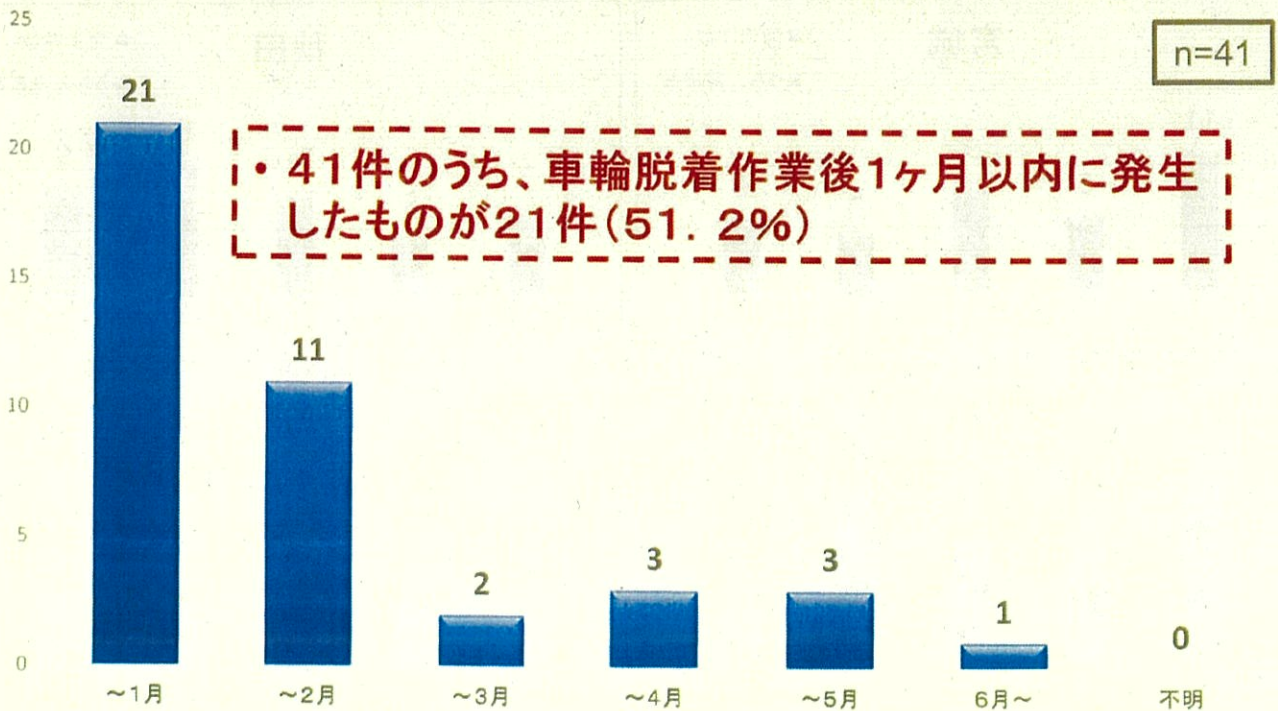
・バスでも1件発生しているが、
ほぼトラックが脱落している

事業用・自家用別発生件数



・前年度から事業用が11件減少
・自家用が2件減少

車輪脱着作業から事故発生までの期間別発生件数



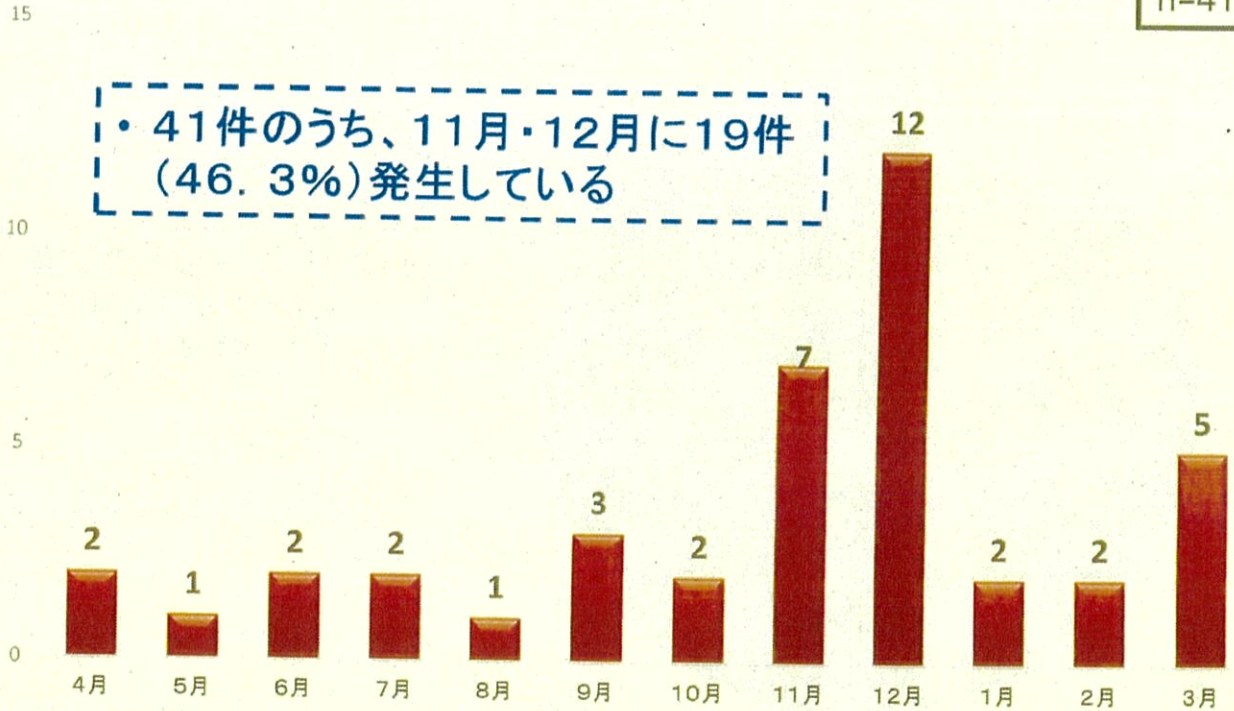
・41件のうち、車輪脱着作業後1ヶ月以内に発生したものが21件(51.2%)

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

①令和5年度東北管内車輪脱落事故発生状況（速報値）

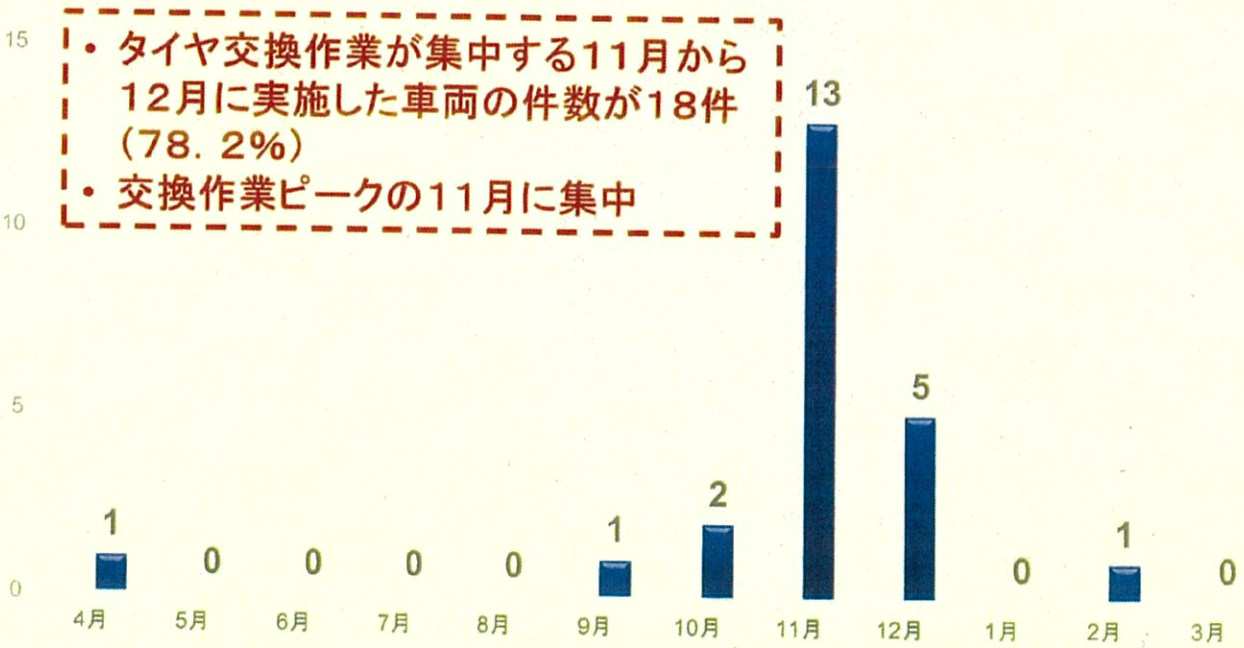
月別車輪脱落事故発生件数

n=41



月別タイヤ交換実施件数
（タイヤ交換後3ヶ月以内に車輪脱落したもの）

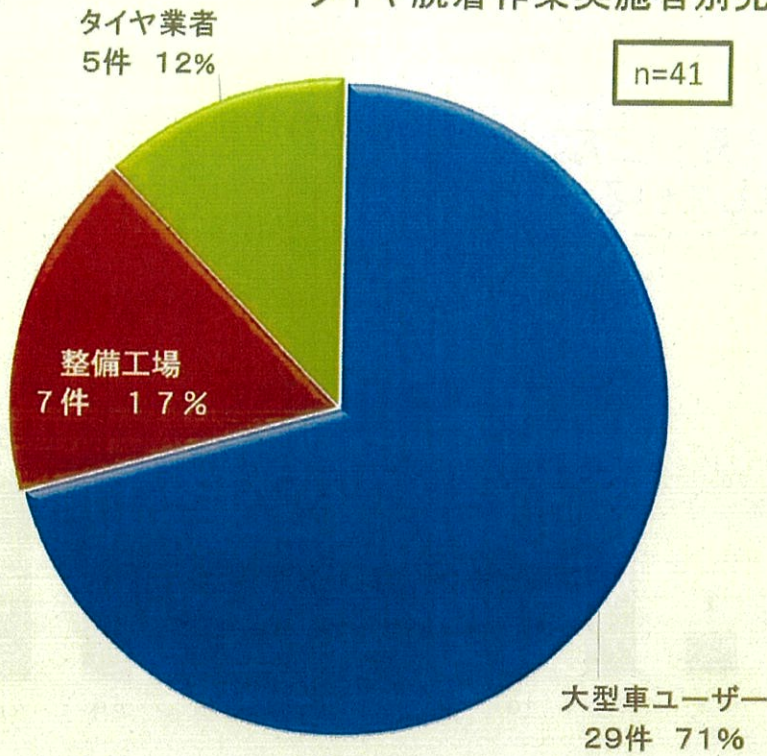
n=23



出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

①令和5年度東北管内車輪脱落事故発生状況（速報値）

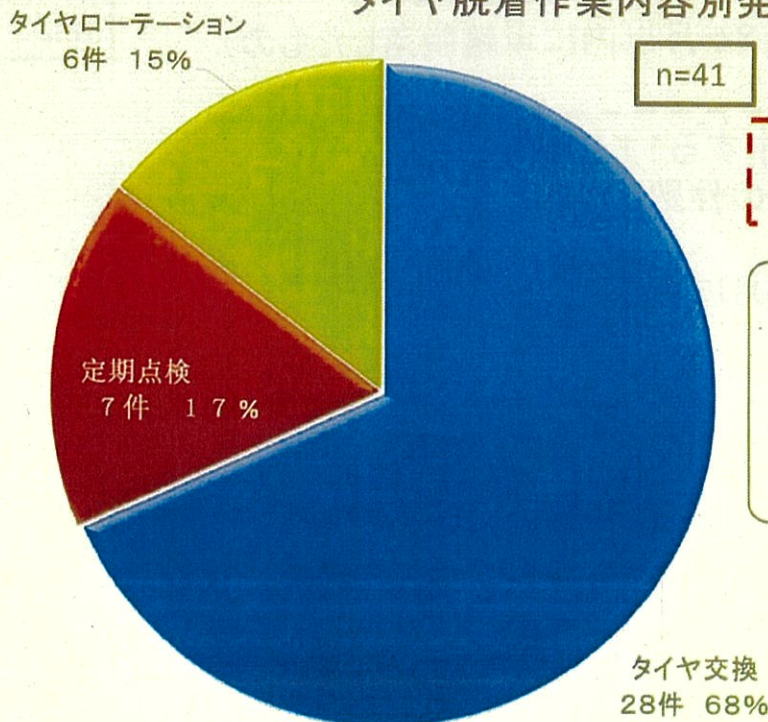
タイヤ脱着作業実施者別発生件数



・大型車ユーザーの交換によるものが約7割以上を占める傾向

- 大型車ユーザー
 - ・運転者
 - ・従業員
 - ・自社整備担当者又は整備管理者

タイヤ脱着作業内容別発生件数



・タイヤ交換、タイヤローテーションが大半を占める

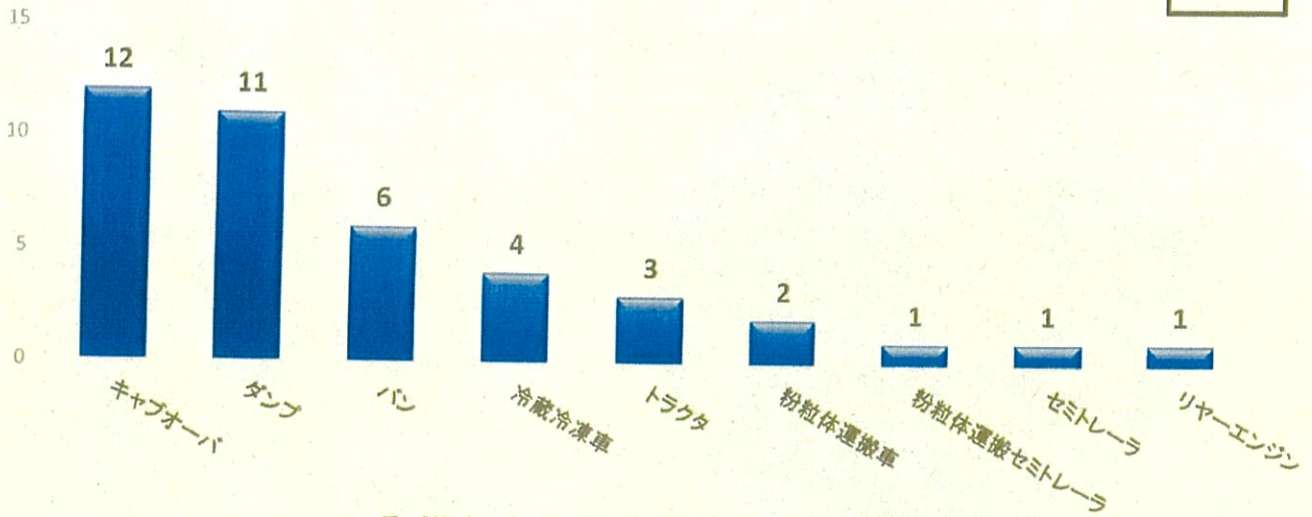
- タイヤ交換
 - ・通常タイヤから冬用タイヤへの交換
 - ・冬用タイヤから通常タイヤへの交換
 - ・パンクや摩耗したタイヤの交換など
- タイヤローテーション
 - ・タイヤの摩耗が偏る事を防止するため、前後・左右のタイヤを入れ替える

出典 自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

①令和5年度東北管内車輪脱落事故発生状況（速報値）

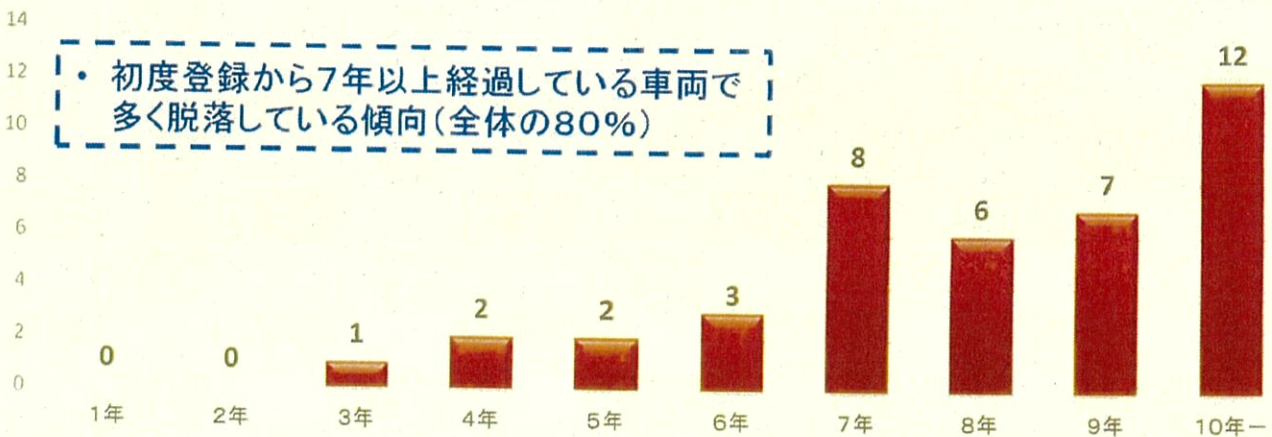
車体の形状別発生件数

n=41



登録年から事故発生までの車齢

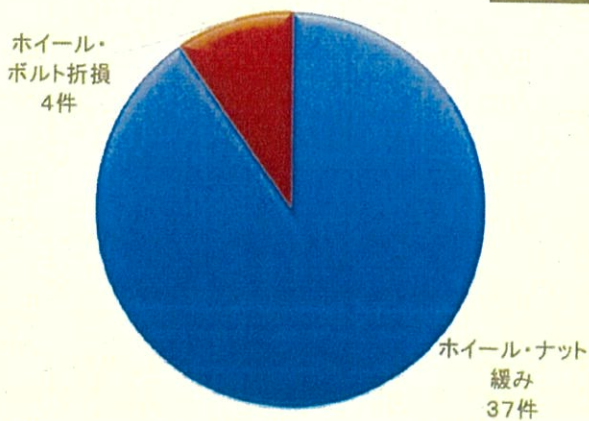
n=41



・ 初度登録から7年以上経過している車両で多く脱落している傾向(全体の80%)

タイヤ脱落時の原因

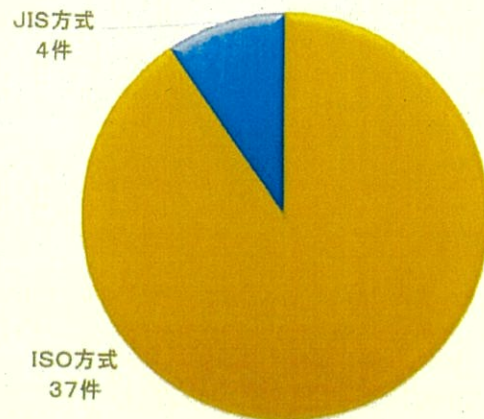
n=41



・ 大半はホイール・ナットの緩みによるもの

締め付け方式

n=41

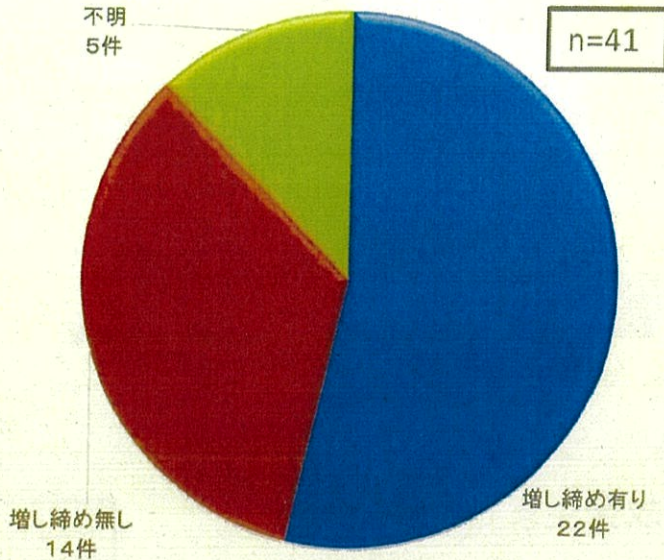


・ 大半はISO方式

出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

①令和5年度東北管内車輪脱落事故発生状況（速報値）

脱着作業後の増し締め実施の有無



「増し締め有り」22件について、脱落の主な推測要因

- ・ ホイール・ボルト等の劣化・摩耗
- ・ ホイール・ボルト、ナット等のネジ部、ハブ面の錆・汚れ

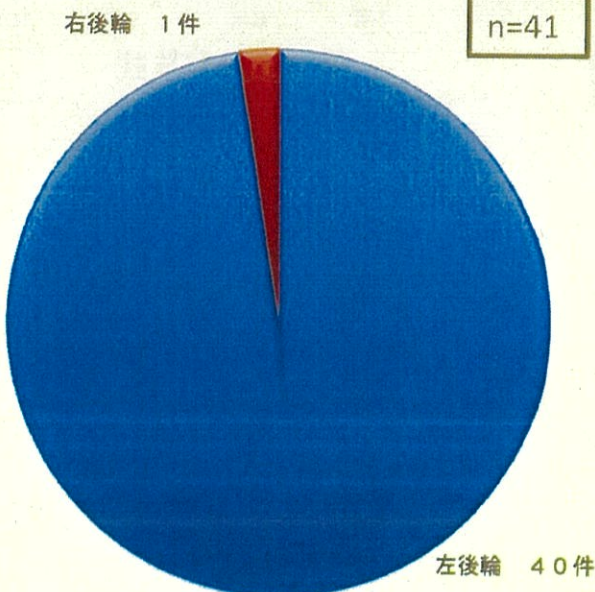
◆「増し締め有り」22件について

- ・ 大半が大型車ユーザー自ら車輪脱着作業を実施し、増し締めも実施しているが、1ヶ月以内に脱落事故が12件発生している。
- ・ 車齢8年以上経過している車両が14件で63.6%を占めている。
- ・ 経年劣化の影響もあり、ネジ部、ハブ面の錆、汚れ等の除去不十分や潤滑剤の塗布不十分等により、適正な締め付け力を得られず脱落に至ったと推測。
- ・ 日常点検において、確認が不十分であり、緩みに気づくことができず脱落に至ると推測。

【対策の方向性】

- ネジ部、ハブ面の錆、汚れ等の清掃作業や適切な潤滑剤の塗布を実施
- 劣化、摩耗が進んだホイール・ボルト、ホイール・ナット等は早めに交換
- 日常点検等における、マーキング、ホイール・ナットマーカ等を活用

車輪脱落箇所



左後輪の脱落割合が高いことの推測

- 左後輪が多く脱落する原因については以下の可能性が考えられる。
- ・ 右折時は、比較的高い速度を保ったまま旋回するため、遠心力により積み荷の荷重が左輪に大きく働く。
- ・ 左折時は、低い速度であるが左後輪がほとんど回転しない状態で旋回するため、回転方向に対して垂直にタイヤがよじれるように力が働く。
- ・ 道路は中心部が高く作られていることが多いことから、車両が左（路肩側）に傾き、左輪により大きな荷重がかかる。
- 前輪は、ホイール・ナット緩み等の異常が発生した場合、ハンドルの振動等により運転手が気づきやすい。

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

②大型車を取り扱う指定工場の監査時による実態調査結果

東北運輸局では、令和5年度「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施し、大型車を取り扱う指定工場に対し、監査等の機会を通じて増し締め等の周知方法等のヒアリングを管内計26事業場を実施した。

ヒアリング内容

□ タイヤ脱着時(定期点検含む)における増し締め等の周知方法

- ・点検整備記録簿への記載
- ・増し締めを促すお知らせチラシ等の配布
- ・していない

□ 初めて入庫する車両(事業者)等への増し締め等の必要性等の説明

- ・説明している
- ・説明していない

□ 増し締め作業の依頼状況

- ・依頼有り
- ・依頼無し

□ 増し締め入庫の促進

- ・している(チラシ配布、増し締めに関するアドバイス等)
- ・していない

□ 著しくさびたホイール・ボルト、ホイール・ナット、ディスク・ホイールの状態の車両の入庫状況

- ・入庫あり(約 割程度)
- ・入庫無し

□ ホイール・ボルト、ナットのネジ部及び各部の清掃や指定潤滑剤の塗布状況

- ・実施している
- ・一部実施していない
- ・実施していない

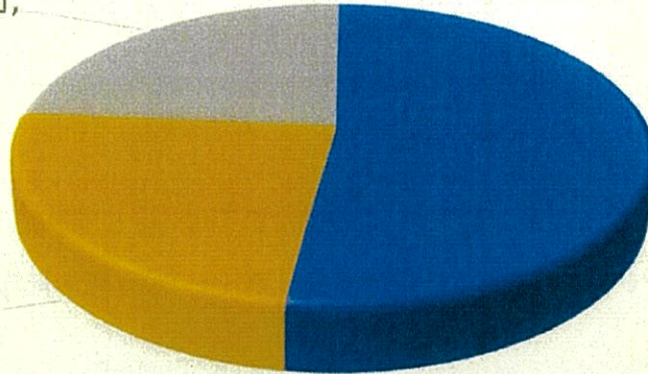
②大型車を取り扱う指定工場の監査時による実態調査結果

タイヤ脱着時（定期点検含む）における

記録簿の記載及び
チラシ等の配付,
24%

増し締め周知方法

増し締めを促すお
知らせチラシ等の
配布, 24%

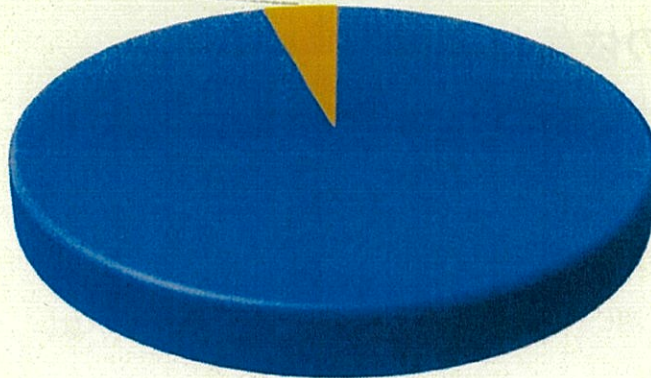


点検整備記録簿へ
の記載, 52%

初めて入庫する車両（事業者）等への

説明していない,
4%

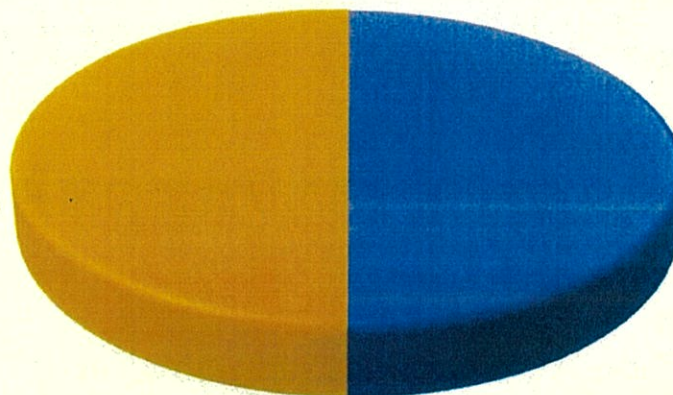
増し締めの必要性等の説明



説明している, 96%

増し締め作業の依頼状況

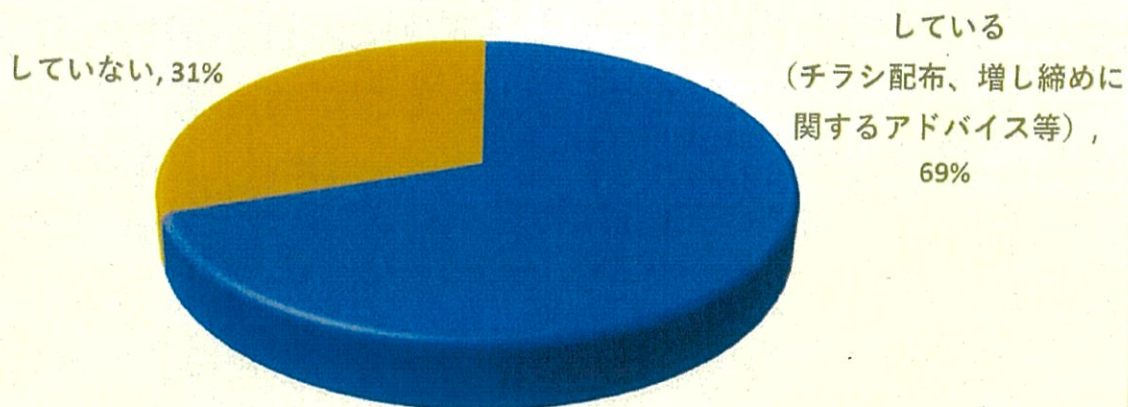
依頼無し, 50%



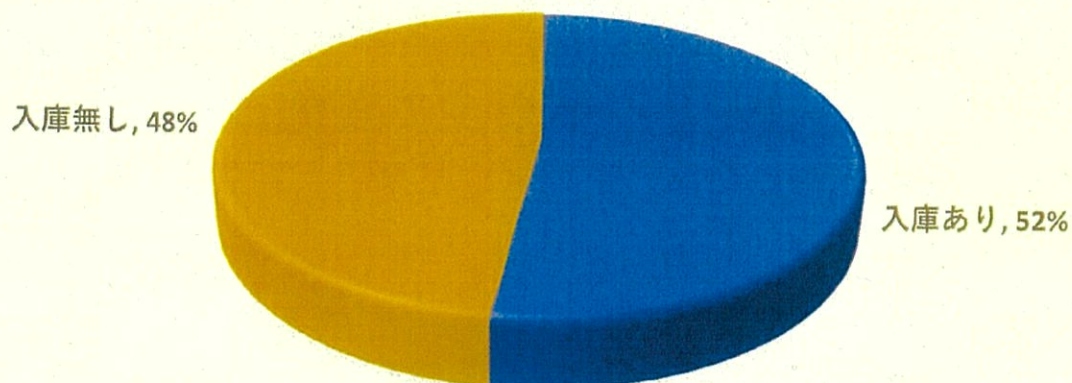
依頼有り, 50%

②大型車を取り扱う指定工場の監査時による実態調査結果

増し締め入庫の促進



著しくさびたホイール・ボルト、ホイール・ナット、ディスク・ホイールの状態の車両の入庫状況



ホイール・ボルト、ナットのネジ部及び各部の清掃や指定潤滑剤の塗布状況



②大型車を取り扱う指定工場の監査時による実態調査結果

ヒアリング結果 管内計:26事業場

- タイヤ脱着時(定期点検含む)における増し締め^①の周知方法を、点検整備記録簿への記載の他、チラシ等による周知を行っている事業場は48%(12事業場)。
- 初めて入庫する車両や使用者等への増し締め^①の必要性を、4%(1事業場)が説明していない。
- 増し締め^①の入庫促進をしている事業場は69%(18事業場)
- 著しくさびたホイール・ボルト、ホイール・ナット、ディスク・ホイールの状態の車両が入庫している事業場は約半数(52%)。
- ハブやネジ部及びナット部の清掃やエンジンオイルの塗布状況について、26事業場全て実施している。

事業者の皆様へ

- ◆ 点検時や車輪脱着作業時には、以下について実施されるようお願いいたします。
- 点検時に増し締め^①の必要性を使用者等に説明するとともに、記録簿への記載やチラシ等により周知すること。
- ハブやネジ部及びナット部の清掃やエンジンオイルの塗布を、引き続き徹底すること。
- 使用限度に達しているホイール・ボルト、ホイール・ナットは使用しないことを、使用者等へ周知すること。

③大型車の適切なタイヤ脱着・保守管理作業解説動画

車輪脱落事故を起こした車両は、劣化したホイール・ナット等が使用されていたり、タイヤ脱着時にホイール・ナット等の清掃や潤滑剤の塗布等が適切に行われていなかったりする状況が明らかになりました。

このような状況を踏まえ、大型車ユーザー等のタイヤ脱着作業者が、いつでも適切なタイヤ脱着作業手順や保守管理作業手順を確認できるよう、作業手順動画を公開しております。

大型車の車輪の脱落は、大事故につながりかねない大変危険なものです。この機会に是非とも動画をご覧いただき、適切なタイヤ脱着作業、保守管理作業の実施をお願いします。



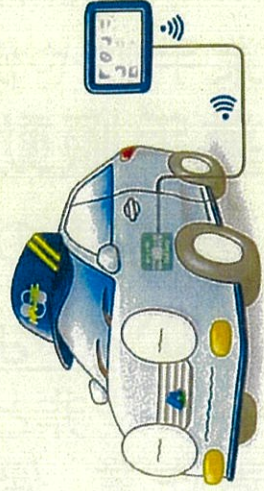
国土交通省YouTubeチャンネル

https://www.youtube.com/watch?v=Szz2ZF7Gd_4&list=PL2RgY_hjimJRll2zJVaaybwEEKAmD5YVi



啓発動画QRコード

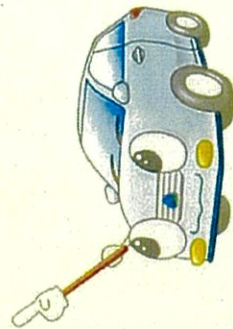
『はじまる、OBD検査』



**2024年10月1日
OBD検査開始**

本日の内容

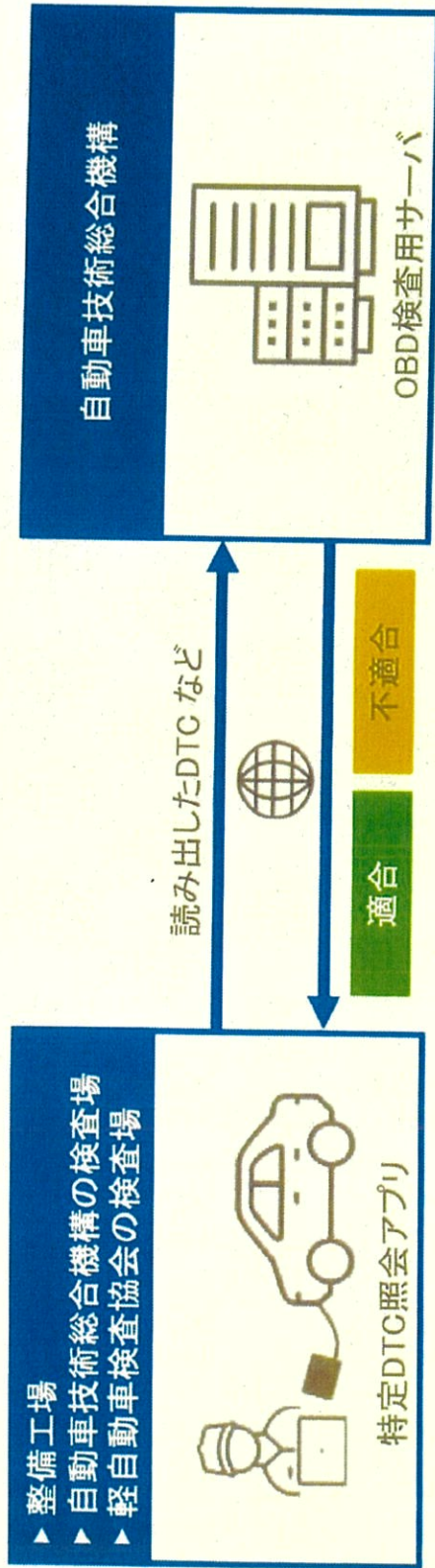
- OBD検査とは（おさらい）
- OBD検査を行うクルマ
- 『OBD確認』とは
- OBD検査/確認のルール
- システム登録情報の更新
- 災害・障害時の「特例措置」



OBD検査で行うこと

自動車メーカーが
OBD検査用サーバに情報を提出

- 車検時に、「保安基準不適合となる故障コード」(特定DTC)の有無を確認します。
- OBD検査の可否判定は、OBD検査用サーバが行います。(自動判定)



どんな装置を検査するのか・・・

安全関係装置

- 衝突防護装置 (ABS、ESC、ENS、BAS、AEB)
- 前方衝突回避支援システム (アダプティブ巡航制御)
- 自動運行装置
- 車両横滑り抑制装置 (AVAS)

排出ガス関係装置

- 排出ガス抑制装置

OBD検査を行うクルマ①

○ 令和3年(2021年)10月(輸入車は令和4年(2022年)10月)以降の
ニューモデルからが、**OBD検査対象車**です。

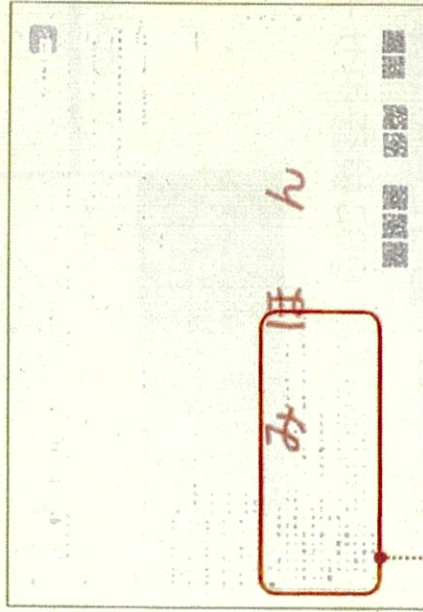
※二輪車、大型特殊車、型式認証を受けていない車(試作車、並行輸入車など)は対象外

それ以外のものが
途中から対象になることは
ありません。

OBD検査対象車の見分け方は？

車検証に「**OBD検査対象**」と記載されています。

車検証



電子車検証



対象車は新車のときから記載されています。
途中から記載されることはありません。

OBD検査を行うクルマ②

○ OBD検査対象車でも、以下のものは検査不要です。

OBD検査適用日前

- ① 検査の日が令和6年9月30日以前（輸入車は令和7年9月30日以前）
- ② 検査の日が型式指定年月日から2年を経過していない
- ③ 検査の日が初度登録年月または初度検査年月の前月から起算して10ヶ月を経過していない

どうやって確認するのか…

特定DTC照会アプリで『検査要否確認』を行うと、サーバから検査要否が返ってきます。

車検証の『OBD検査開始年月日』で判断すればよい？ 全車アプリで確認すべき？

- ・車検証の記載は、“その型式”のOBD検査開始年月日です。
- よって、1台ごとの条件である上記の「③」については無関係の記載です。
- ・『検査不要』の判断は車検証のみでも可能です。

- | | |
|---------------------|-------------|
| [1] 「OBD検査対象」の記載なし | ▶ 全て検査不要 |
| [2] 車検証の「開始年月日」よりも前 | ▶ 全て検査不要 |
| [3] 車検証の「開始年月日」よりも後 | ▶ アプリで確認をする |

ほとんどの場合、
「検査要」となります。

⇒ [3]で「検査不要」となる例

・初度登録から10ヶ月以内の車検（中古新規や前倒し車検）

『OBD確認』とは

合否判定は、OBD検査と同様にOBD検査用サーバが行います。

- 「**OBD確認**」は、OBD検査の合否を事前確認する機能です。
- 「**検査不要**」と判定されるクルマに対しては実施できません。
- 認証工場が事前に「OBD確認」を行うと、**持込検査時のOBD検査が原則省略**されます。

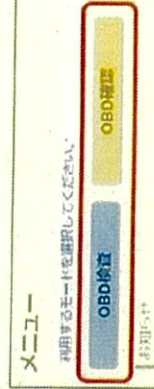
「OBD検査」モードの場合、「実行」ボタンが押せません。

「OBD検査」モードと「OBD確認」モード、結果は全く同じ？

5日間有効

- ・システムで判定する方法に**違いはありません**。
「検査要」であるクルマに対する実施結果は全く同じです。
- ・ただし、「検査不要」であるクルマに対して実施する場合は**制約※**があり、実際の検査で行われる判定の方法とは一部異なります。

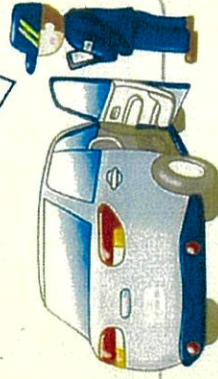
※11ページ参照



持込検査前に「OBD確認」を実施した認証工場は、どうやってそれを示す？

- ・実施した結果がOBD検査用サーバに保存されており、持込検査開始時に検査場のシステムが自動的にそのデータを確認します。
- ・**実施結果を印刷して持参する等の必要はありません**。

やってくればOK!



『原則省略』の、原則に当てはまらない(省略されない)場合とは？

- ・不正等が疑われる場合、またはそれ以外でも一定の率で「**抜き取り検査**」を実施します。

『OBD検査』、『OBD確認』、『OBD点検』、違いは？

OBD点検		OBD検査		OBD確認	
制 度	検 査 (車検)	制 度	検 査 (車検)	制 度	検 査 (車検)
定期点検整備	令和3年10月1日	開始時期	令和6年10月1日 (輸入車は令和7年10月1日)	任意 (実施義務はなし)	
OBDを搭載する全ての自動車 (年式にかかわらず)		対象自動車	令和3年10月1日以降の新型車 (輸入車は令和4年10月1日以降の新型車)	OBD検査が必要な自動車 に対し、次の目的で実施 ✓ 完成検査時以外での 適否の確認 	
12か月ごと		実施時期	車検時 指定：完成検査時 持込：持込検査時	✓ 持込検査での省略 	
スキャンツールを接続し、 整備が必要な故障コード があれば整備		方 法	機構サーバーに接続して合否判定 (自動判定)		
認定は不要		スキャンツール	認定を受けた「検査用スキャンツール」		



OBD検査



※ わかりやすいように説明を簡略化。
正確には法令を参照のこと

指定整備におけるOBD検査・OBD確認の実施の例

1 入庫・受付 【フロント係】

2 受入点検・作業指示 【自動車検査員、整備主任者等】

OBD確認
(任意)

3 整備作業 【整備係】

4 中間点検 【整備主任者】

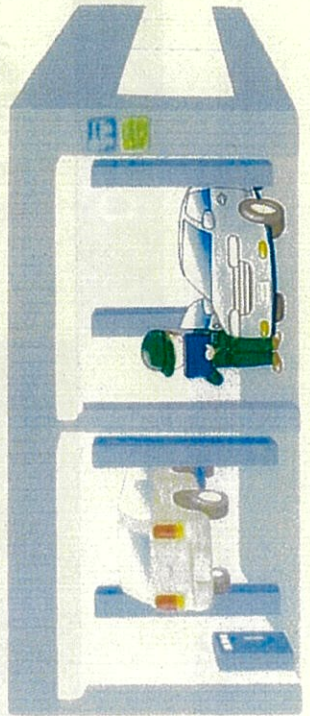
OBD確認
(任意)

5 完成検査 【自動車検査員】

OBD検査
(必須)

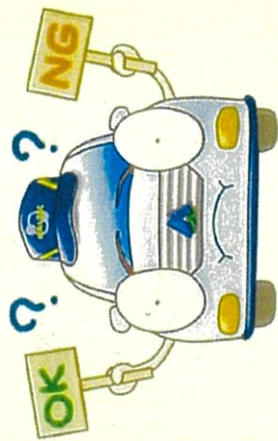
6 保安基準適合証への証明 【自動車検査員】

7 関係書類の確認、適合証の交付 【事業場管理責任者】



『OBD確認』できる?できない?【制度編】

- ☑ 原則、認証工場・指定工場のみが実施できます。
- ☑ 「検査員」または「工員」が実施できます。
- ☑ 「自工場にて点検整備を行う(行った)クルマ」
に対してのみ実施できます。
OBD検査システムに登録している利用者
- ☑ 「事業場の敷地内」のみで実施できます。
敷地内であれば、
現車作業場でなくても可
- ☑ OBD確認後、検査コースへの持込までの間に
「OBD検査の合否に影響を及ぼす整備または改造」
を行ってはいけません。
行った場合、持込までの間にもう一度OBD確認を実施します。



通達

「自動車特定整備事業者等におけるOBD検査及びOBD確認の取扱方針について」(令和6年3月28日付け国自整第278号)

『OBD確認』できる?できない?【システム編】

- 『**検査不要**』と判定されるクルマに**OBD検査はできません**。
(『OBD検査』モードでは [実行]ボタンが押せません。)

型式指定から2年未満、初度登録から10ヶ月未満

- 『**検査不要**』と判定されるクルマに**OBD確認**を実施する場合、
以下の**制約があります**。

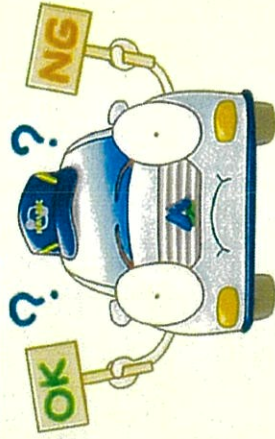
※システムで検査に必要な情報の準備が完了したものは制約はありません。



できないクルマがあります



全ての項目のチェックは
できません



- ①OBD II の規格情報に基づく排ガス装置との通信のみを行い、安全系装置との通信は行われません。
- ②WLTP-OBD規制車、J-OBD II 規制車またはディーゼル重量車J-OBD II 規制車以外であって、OBD II 規格が採用されていない車両の場合は「通信不成立」となる、または一部の通信ができない(例えばレディネスコードが取得できない)可能性があります。
- ③**車両総重量3.5t以下のディーゼル車、EV車などの一部の車両については、[実行]ボタンが押せません。**

(参考)

<J-OBD II 規制車、WLTP-OBD規制車> ⇒ 車両総重量3.5t以下のガソリン車・LPG車
<ディーゼル重量車J-OBD II 規制車> ⇒ 車両総重量3.5t超のディーゼル車

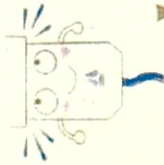
OBD検査/確認の実施手順

※自動車技術総合機構「審査事務規程」に規定されています。

OBD検査は、**原動機始動 (HV、EVは **READY**)** で



原動機停止・電源オフ



検査用スキャンツール接続



原動機始動 (HV、EVは **READY)**



検査 [実行]

イグニッションオンでは検査できない? システムでエラーにならない?

- ・多くの場合はイグニッションオンだけの状態でも判定がされますが、原動機始動 (READY) 状態ではじめて検出されるコードもあるため**正確な検査になりません。規定どおりの方法で実施してください。**
- ・クルマの状態 (オフ、イグニッションオン、原動機始動 (READY) の別) を**システムで検知することはできません**ので、エラーとはなりません。検査実施者にて注意していただく必要があります。

OBD検査/確認のルール①

敷地内であれば、
完成検査場や現車作業場でなくとも可

■ 実施場所

- ☑ 「事業場の敷地内」において実施しなければなりません。

■ 検査用スキャンツール

- ☑ 認定された検査用スキャンツールを使用しなければなりません。

■ ID・パスワードの不正使用または幫助の禁止

- ☑ 他者のIDを使用してOBD検査/確認をしてはいけません。(なりすましの禁止)
- ☑ IDを事業場以外の者へ貸し渡し、使用させてはいけません。(ID等の不正使用の幫助の禁止)

OBD検査用サーバには、検査結果の他、
いつ、どのID(名前)で行ったか
全て記録が残ります。

■ 実施する車両

- ☑ 自らの事業場において点検整備を行う(行った)車両にのみ実施できます。

通達

- ・「自動車特定整備事業者等におけるOBD検査及びOBD確認の取扱方針について」(令和6年3月28日付け国自整第278号)
- ・「自動車特定整備事業者及び指定自動車整備事業者におけるOBD検査システムのID等の管理に係る遵守事項及び留意事項について」(令和6年3月28日付け国自整第267号)

OBD検査/確認のルール②

- OBD確認後、検査コースへの持込検査までの間の改造等の禁止
 - ☑ OBD確認後、検査コースへの持込までの間に「OBD検査の合否に影響を及ぼす整備または改造」を行ってはいけません。行った場合、持込までの間にもう一度OBD確認を実施します。

- 「替え玉」の禁止
 - ☑ 車両情報を入力した車両と別の車両のOBD検査/確認データを送信してはいけません。

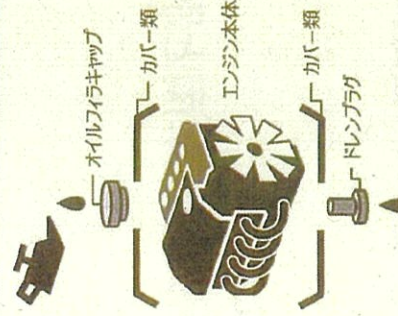
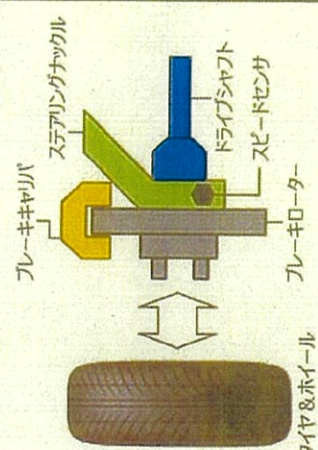
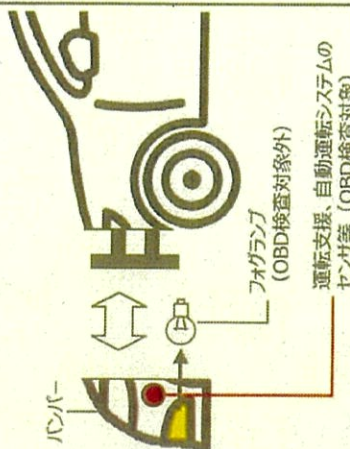
- OBD検査で補助者が行える作業範囲
 - ☑ VCIの取り付け、アプリへの車両情報の入力は、補助者が行ってもよいです。
 - ☑ ただし、同一性の確認、入力内容の真正性については、検査員が責任をもって確認しなければいけません。

ログインは、
検査員が検査員のIDで

OBD検査における検査合理化の適用判断について

「OBD検査の可否に影響を及ぼす」可能性のある作業

※DTCの入力条件等は車両により異なり、詳細な作業までを全て示すことは困難なためご了承ください
 (将来の車両開発まで加味をした内容では無く、現時点の考え方を整理したものになります)
 <ご参考：実作業でのケーススタディ（一例）>

作業例	エンジンオイル交換	タイヤ&ホイール脱着	バンパー脱着
関係部品 イメージ	 <p>オイルフィロキャップ カバー類 エンジン本体 カバー類 ドレンプラグ</p>	 <p>フレキキャリバ ステアリングナックル ドライブシャフト スピードセンサ フレキローター タイヤ&ホイール</p>	 <p>バンパー フォグランプ (OBD検査対象外) 運転支援、自動運転システムのセンサ等 (OBD検査対象)</p>
①対象装置の構成部品が脱着、もしくは取付位置が変更する作業	<p>【該当なし】</p> <ul style="list-style-type: none"> 上図の場合、交換するために対象装置の脱着の必要がない 	<p>【該当なし】</p> <ul style="list-style-type: none"> 上図の場合、脱着するために対象装置の脱着の必要がない 	<p>【該当あり】</p> <ul style="list-style-type: none"> 上図の場合、交換するために対象装置の脱着も必要 (バンパーに該当装置あり)
②ECUに記憶される学習値等が消失される作業	<p>【該当なし】</p> <ul style="list-style-type: none"> ECUへの学習等の作業なし 	<p>【該当なし】</p> <ul style="list-style-type: none"> ECUへの学習等の作業なし 	<p>【該当の可能性あり】</p> <ul style="list-style-type: none"> 運転支援、自動運転システムのセンサ等の脱着時にエーミング等が必要な場合は該当
③スキャンツール等によるALLダイアグ消失する作業	<p>【該当なし】</p> <ul style="list-style-type: none"> ダイアグコード等を消失する作業なし 	<p>【該当なし】</p> <ul style="list-style-type: none"> ダイアグコード等を消失する作業なし 	<p>【該当なし】</p> <ul style="list-style-type: none"> ダイアグコード等を消失する作業なし
合理化可否	合理化 可	合理化 可	合理化 不可 (上図の場合は)

各バッテリーの該当有無

指定整備記録簿Q&A

Q1 新様式の指定整備記録簿は、いつ、何を行う車両から使用すればよいですか？

A1 10月以降に指定整備記録簿の記載をするものから、
新様式の指定整備記録簿を使用してください。

Q2 点検整備を9月に開始し、完成検査を10月に行う場合、
どちらの様式の指定整備記録簿を使用すればよいですか？

A2 9月以前に指定整備記録簿の記載をする場合、旧様式の指定整備記録簿を
使用してください。
この場合、10月以降に完成検査をする際には不足している項目について追記
して使用してください。

Q3 9月以前に新様式を使用することは認められますか？

A3 原則、9月以前は旧様式の指定整備記録簿を使用していただくこととなります。

Q4 10月以降に、OBDC検査の必要がない車両に、旧様式を使用することは認められますか？

A4 10月以降は新様式の指定整備記録簿を使用してください。

Q5 余っている旧様式の指定整備記録簿を、記載項目を新様式のものに書きかえて
使用することは認められますか？

A5 原則、10月以降は新様式の指定整備記録簿を使用していただくこととなります。
なお、旧様式を使用して不足している項目を追記していただいても問題ありません。

第二号指定整備記録簿(自動車) (国土交通省令第二号)

自動車整備記録簿

項目	内容
1	点検整備の項目
2	完成検査の項目
3	点検整備の項目
4	完成検査の項目
5	点検整備の項目
6	完成検査の項目
7	点検整備の項目
8	完成検査の項目
9	点検整備の項目
10	完成検査の項目
11	点検整備の項目
12	完成検査の項目
13	点検整備の項目
14	完成検査の項目
15	点検整備の項目
16	完成検査の項目
17	点検整備の項目
18	完成検査の項目
19	点検整備の項目
20	完成検査の項目
21	点検整備の項目
22	完成検査の項目
23	点検整備の項目
24	完成検査の項目
25	点検整備の項目
26	完成検査の項目
27	点検整備の項目
28	完成検査の項目
29	点検整備の項目
30	完成検査の項目
31	点検整備の項目
32	完成検査の項目
33	点検整備の項目
34	完成検査の項目
35	点検整備の項目
36	完成検査の項目
37	点検整備の項目
38	完成検査の項目
39	点検整備の項目
40	完成検査の項目
41	点検整備の項目
42	完成検査の項目
43	点検整備の項目
44	完成検査の項目
45	点検整備の項目
46	完成検査の項目
47	点検整備の項目
48	完成検査の項目
49	点検整備の項目
50	完成検査の項目
51	点検整備の項目
52	完成検査の項目
53	点検整備の項目
54	完成検査の項目
55	点検整備の項目
56	完成検査の項目
57	点検整備の項目
58	完成検査の項目
59	点検整備の項目
60	完成検査の項目
61	点検整備の項目
62	完成検査の項目
63	点検整備の項目
64	完成検査の項目
65	点検整備の項目
66	完成検査の項目
67	点検整備の項目
68	完成検査の項目
69	点検整備の項目
70	完成検査の項目
71	点検整備の項目
72	完成検査の項目
73	点検整備の項目
74	完成検査の項目
75	点検整備の項目
76	完成検査の項目
77	点検整備の項目
78	完成検査の項目
79	点検整備の項目
80	完成検査の項目
81	点検整備の項目
82	完成検査の項目
83	点検整備の項目
84	完成検査の項目
85	点検整備の項目
86	完成検査の項目
87	点検整備の項目
88	完成検査の項目
89	点検整備の項目
90	完成検査の項目
91	点検整備の項目
92	完成検査の項目
93	点検整備の項目
94	完成検査の項目
95	点検整備の項目
96	完成検査の項目
97	点検整備の項目
98	完成検査の項目
99	点検整備の項目
100	完成検査の項目

『OBDC検査結果』欄

項目	構造	装置
1	警告灯	警告器
2	速度計の認識	速度・デスタ
3	速度計の誤差	排気騒音
4	速度計の誤差	排気騒音
5	速度計の誤差	排気騒音
6	速度計の誤差	排気騒音
7	速度計の誤差	排気騒音
8	速度計の誤差	排気騒音
9	速度計の誤差	排気騒音
10	速度計の誤差	排気騒音
11	速度計の誤差	排気騒音
12	速度計の誤差	排気騒音
13	速度計の誤差	排気騒音
14	速度計の誤差	排気騒音
15	速度計の誤差	排気騒音
16	速度計の誤差	排気騒音
17	速度計の誤差	排気騒音
18	速度計の誤差	排気騒音
19	速度計の誤差	排気騒音
20	速度計の誤差	排気騒音
21	速度計の誤差	排気騒音
22	速度計の誤差	排気騒音
23	速度計の誤差	排気騒音
24	速度計の誤差	排気騒音
25	速度計の誤差	排気騒音
26	速度計の誤差	排気騒音
27	速度計の誤差	排気騒音
28	速度計の誤差	排気騒音
29	速度計の誤差	排気騒音
30	速度計の誤差	排気騒音
31	速度計の誤差	排気騒音
32	速度計の誤差	排気騒音
33	速度計の誤差	排気騒音
34	速度計の誤差	排気騒音
35	速度計の誤差	排気騒音
36	速度計の誤差	排気騒音
37	速度計の誤差	排気騒音
38	速度計の誤差	排気騒音
39	速度計の誤差	排気騒音
40	速度計の誤差	排気騒音
41	速度計の誤差	排気騒音
42	速度計の誤差	排気騒音
43	速度計の誤差	排気騒音
44	速度計の誤差	排気騒音
45	速度計の誤差	排気騒音
46	速度計の誤差	排気騒音
47	速度計の誤差	排気騒音
48	速度計の誤差	排気騒音
49	速度計の誤差	排気騒音
50	速度計の誤差	排気騒音
51	速度計の誤差	排気騒音
52	速度計の誤差	排気騒音
53	速度計の誤差	排気騒音
54	速度計の誤差	排気騒音
55	速度計の誤差	排気騒音
56	速度計の誤差	排気騒音
57	速度計の誤差	排気騒音
58	速度計の誤差	排気騒音
59	速度計の誤差	排気騒音
60	速度計の誤差	排気騒音
61	速度計の誤差	排気騒音
62	速度計の誤差	排気騒音
63	速度計の誤差	排気騒音
64	速度計の誤差	排気騒音
65	速度計の誤差	排気騒音
66	速度計の誤差	排気騒音
67	速度計の誤差	排気騒音
68	速度計の誤差	排気騒音
69	速度計の誤差	排気騒音
70	速度計の誤差	排気騒音
71	速度計の誤差	排気騒音
72	速度計の誤差	排気騒音
73	速度計の誤差	排気騒音
74	速度計の誤差	排気騒音
75	速度計の誤差	排気騒音
76	速度計の誤差	排気騒音
77	速度計の誤差	排気騒音
78	速度計の誤差	排気騒音
79	速度計の誤差	排気騒音
80	速度計の誤差	排気騒音
81	速度計の誤差	排気騒音
82	速度計の誤差	排気騒音
83	速度計の誤差	排気騒音
84	速度計の誤差	排気騒音
85	速度計の誤差	排気騒音
86	速度計の誤差	排気騒音
87	速度計の誤差	排気騒音
88	速度計の誤差	排気騒音
89	速度計の誤差	排気騒音
90	速度計の誤差	排気騒音
91	速度計の誤差	排気騒音
92	速度計の誤差	排気騒音
93	速度計の誤差	排気騒音
94	速度計の誤差	排気騒音
95	速度計の誤差	排気騒音
96	速度計の誤差	排気騒音
97	速度計の誤差	排気騒音
98	速度計の誤差	排気騒音
99	速度計の誤差	排気騒音
100	速度計の誤差	排気騒音

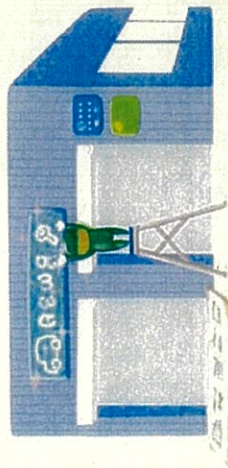
システム登録情報の更新【通常の変更編】

事業場の情報に変更があったら

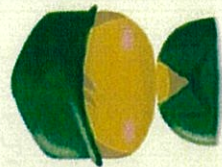
OBD検査システムの登録情報変更

をお忘れなく!!

- 事業場名称の変更
- 事業場所在地の変更



- 検査員の選任・解任 工員の変更



システム登録情報の更新【新規、番号変更編】

※システム上の指定番号
が変わらないものを除く。

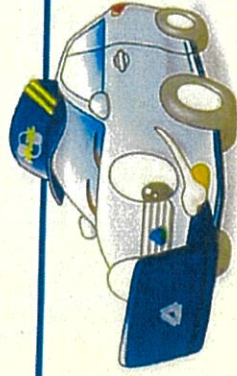
新規システム登録

認証⇒指定

指定廃止新規

- 通常、申請時に、運輸局より交付される指定・認証書と指定・認証番号が必要です。
- システム申請から利用可能(情報更新)となるまでに通常1～2週間かかります。

運輸局からの指定(認証)を受けたらすぐに
OBD検査/OBD確認を実施する予定の場合、
あらかじめOBD検査システムへの申請を行ってください。



- ✓ 申請時に入力が求められる、新しい『指定番号』『認証番号』については、その番号の代わりに、こちらを入力してください。
管轄運輸支局コード(2桁) + 事業場の電話番号(10～11桁)
- ✓ 申請時に添付が求められる、新しい『指定書』『認証書』については、その代わりに、こちらを添付してください。
運輸局への申請書(届出書)
- ✓ システムへの申請が承認されるのは、運輸局の決裁後となり、申請時に入力いただいたメールアドレスに通知メールが送信されます。

システム登録情報の更新【指定廃止新規、認証譲渡編】

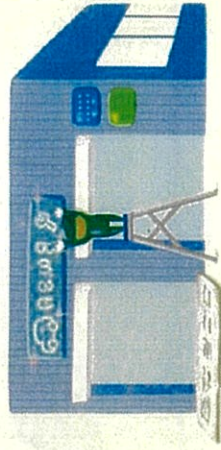
指定廃止新規

- 譲渡前の事業者から事業場IDを引き継いでください。
- 指定番号、事業場名等の変更を申請してください。

※システム上の指定番号

が変わらない場合、事業場名のみ変更
(何も変わらなければ対応不要です。)

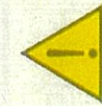
OCRに記入する数字と同じです。



引き継ぐことで、
過去の検査結果の参照が可能です。

変更当日の反映が必要な場合
⇒前ページの方法

○ 事業場IDを引き継がない場合は新規で利用申請してください。



・過去の検査結果等の情報は参照不可
・新たな事業場IDで、検査員/工員の登録を含む、一連の初期設定が必要
・初期設定が完了するまでの間、OBD検査ができない時間帯が発生

認証譲渡

- 譲渡前の事業者から事業場IDを引き継いでください。
- 事業場名等の変更を申請してください。
- 事業場IDを引き継がない場合は新規で利用申請してください。

引き継ぐことで、
過去の検査結果の参照が可能です。

変更当日の反映が必要な場合
⇒前ページの方法

災害・障害時の「特例措置」①

○ OBD検査用サーバーの障害や通信障害等、整備事業者の責任以外でOBD検査が実施できない場合、**特例措置(テルテール確認による合否判定に切り替える)**を実施する。

対象

機構のOBD検査用サーバーの障害

通信障害・電力障害

OBD検査用サーバーのアップデートなど
整備工場の責でない機構が認めた場合

対象外

自社の保有する機器の障害

『OBD確認』

検査用スキャンツールまたは
自動車のOBDの不具合

特例措置の内容

機器による検査に代え、異常を示すテルテールが点灯又は点滅していないことにより適合と判断

特例措置で検査を実施しお客様に返却したクルマは、後日再度入庫いただきスキャンツールでやり直さなければならぬ？

- ・法令・通達上、その必要はありません。
- ・自主的にその確認を行っていただくこと自体に問題はありません。



「OBD検査用サーバーに接続できない場合の特例措置の実施要領について」(令和6年3月28日付け国自基第221号国自整第270号)

災害・障害時の「特例措置」②

サーバー障害

緊急時はココでお知らせします



対応の流れ

起動できない

OBD検査ポータルを確認

特例措置により検査実施

- ・サーバー障害の場合は自動車技術総合機構が障害を認定
- ・障害認定日時より、復旧日の24:00まで、特例措置適用

通信・電力障害

対応の流れ

起動できない

OBD検査ポータルを確認

通信会社/電力会社に確認

特例措置により検査実施

- ・整備工場の判断で特例措置適用可
- ・障害発生の実事が確認できる記録を2年間保存
- ・障害発生日の24:00まで、特例措置適用

- ・通信会社/電力会社のHPの写し
- ・問い合わせ履歴 等

OBD検査に関するご質問



■ OBD検査ポータル

OBD ポータル



<https://www.obd.naltec.go.jp/>



■ 国土交通省『OBD検査について』

国土交通省 OBD



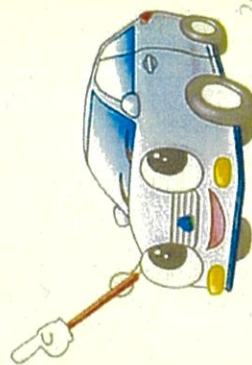
https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_OBD.html



■ OBD検査コールセンター

0570-022-574

9:00 ~ 17:00 (12月29日から1月3日を除き、年中無休)



令和5年度 特定整備事業者の処分状況一覧表

(令和6年3月末現在)

支局	処分年月日	処分内容	違反の概要
福島 1	令和6年2月	自動車特定整備事業の停止 15日間	<ul style="list-style-type: none"> ・特定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り ・整備主任者の分解整備等に関する統括不備 ・整備主任者研修の未受講 ・料金表を掲示せず又は内容が不適切
青森 2	令和6年2月	運輸局長文書警告	<ul style="list-style-type: none"> ・特定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り ・整備主任者の分解整備等に関する統括不備

令和5年度 指定整備事業者の処分状況一覧表

(令和6年3月末現在)

支局	処分年月	処分内容	違反の概要
宮城 1	令和5年7月	指定自動車整備事業の指 定の取消	<p>【指定整備事業関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> 法令の規定を遵守する体制でない。 故意により検査の一部を実施せず適合証を交付した。(65台) 指定整備記録簿の虚偽記載。 <p>【自動車検査員関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> 検査員が検査の一部を実施していないにもかかわらず適合証に証明した。
宮城 2	令和5年8月	保安基準適合証の交付停 止 25日間 検査員の解任 1名	<p>【指定整備事業関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> 法令の規定を遵守する体制でない。 故意により検査の一部を実施せず適合証を交付した。(1台) 指定整備記録簿の虚偽記載。 <p>【自動車検査員関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> 検査員が検査の一部を実施していないにもかかわらず適合証に証明した。
岩手 3	令和6年2月	保安基準適合証の交付停 止 70日間 検査員警告 1名	<p>【指定自動車整備事業関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> 法令の規定を遵守する体制でない。 故意以外により検査の一部を実施せず適合証を交付した。(949台) ※係数27 <p>【自動車検査員関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> 検査員が検査の一部を実施していないにもかかわらず適合証に証明した。
宮城 4	令和6年2月	保安基準適合証の交付停 止 155日間 検査員警告 1名	<p>【指定自動車整備事業関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> 法令の規定を遵守する体制でない。 不正改造状態での車検手続き。(1台) 故意以外により保安基準不適合状態で適合証を交付した。(2台) 点検整備の一部を実施せず適合証を交付した。(1台) 故意以外により検査の一部を実施せず適合証を交付した。(2台) 指定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り。 指定整備記録簿を2年間保存していない。 <p>【自動車検査員関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> 検査員が検査の一部を実施していないにもかかわらず適合証に証明した。 検査員が不正改造状態であるにもかかわらず適合証に証明した。 検査員が保安基準不適合状態であるにもかかわらず適合証に証明した。

福島 5	令和6年2月	保安基準適合証の交付停止 110日間 自動車特定整備事業の停止 15日間	<p>【指定自動車整備事業関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令の規定を遵守する体制でない。 ・点検整備の一部を実施せず適合証を交付した。(10台) ・指定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り。 <p>【自動車特定整備事業関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り。 ・特定整備記録簿の虚偽記載。 ・整備主任者の分解整備等に関する統括管理不備。
---------	--------	---	--

受検する際の注意事項

独立行政法人自動車技術総合機構 青森事務所

1. 自動車検査証の記載内容と現車に相違がないか確認して下さい。
記載内容に相違があるときは、構造等変更検査の手続きが必要となる場合がありますので、予め準備をして検査に臨んで下さい。また、継続検査では予約しないで下さい。
2. 新規検査等及び構造等変更検査の際は、検査票の裏面にも必要事項の記入をお願いします。
3. 車台番号及び原動機型式の打刻は、汚れ等がなく打刻文字が確認できる状態で検査を受けて下さい。
また、車台番号等を確認の時はエンジンを停止するとともに駐車ブレーキを作動し、ボンネットまたはキャビンを上げたうえでストッパー等により固定した状態にして下さい。(手で持ち上げた状態は危険です。)
4. 外観検査実施時に総走行距離の数字を読み上げますので、車両の総走行距離と相違がないか確認して下さい。更に、総合判定時にも数字を読み上げますので、車両の総走行距離計と相違がないか確認して下さい。
5. 座席とシートベルトは確認できる状態(格納式座席は展開した状態)にして下さい。特に3列目のシートは注意して下さい。
6. 特種用途自動車については、その設備についても確認を行います。
特にキャンピング車の就寝設備(ベッド)は予め展開した状態で検査を受ける、または、検査時に容易に組立られるように組立方法を把握して下さい。
7. 降雪時には、タイヤハウス内や泥よけ等に付着した雪や氷結を取り除いて下さい。
また、ナンバープレートに付着した雪を払って、文字が確認できる状態にして下さい。
8. 検査場内及び検査待機コースは、事故防止のため入口側から出口方向への一方通行です。検査官の誘導のない後退は禁止です。
9. 小型(2)コースの検査対象車両は、全幅2.1m以下、全高3.0m以下、軸距1.8~3.2m、軸重2t以下です。
10. 入場時はコース中央に車両を入れて下さい。特に小型車の後輪ダブルタイヤの内側がテストに接触するおそれがあります。
11. トラクション・コントロール装置(TRC、TCS、TCL)や坂道発進補助装置(HSA、ESスタート、HES)付きの車両は、検査時にスイッチをOFFにして下さい。
12. ハイブリッド車は、排気ガス検査前に整備モードに切り替えて、アイドリング状態を維持して下さい。

13. 受検車両の操作（整備モード、トラクション・コントロール装置OFFなど、受検時に必要な操作）をできるようにしてきて下さい。
14. 電磁式駐車ブレーキの車両は通常の検査方法と異なりますので、予め操作方法を確認した上で受検して下さい。
15. 排気ガス等の検査を受ける前には十分に暖気をして下さい。年式等、旧基準での判定が必要な場合には検査官に申し出て下さい。
16. 排気ガス検査及び近接排気騒音検査等のため車両から降車する際は、シフトレバーを必ず「P」（MT車は「N」）とし「駐車ブレーキ」を確実に作動させて下さい。測定中は、待機位置に移動し、車両の前後に立たないで下さい。
17. 前照灯検査をハイビーム（走行用）で受検する平成10年8月31日以前に製作された車両は、申告ボタンを押して下さい。
18. 再検査確認車両は検査コースに並んで下さい。再検査の車両に対しては、外観検査の担当者が対応します。なお、再検査の時にも必ず車台番号の確認を受け、検査官の指示に従って下さい。
19. 再検査や計測コースへ移動の指示があった場合でも、必ず出口付近の総合判定BOXに書類を提示して下さい。
20. 限定自動車検査証の交付を希望する際は、必ず当日中に総合判定BOXに申し出て下さい。なお、限定検査を受検する際は、支局庁舎内の「3. 検査関係受付」窓口で必ず受付（予約不要）をして下さい。
21. 不慣れな方が受検する時は、その旨を検査官にお知らせ下さい。
また、検査途中で、やり方がわからなくなった場合はその場から動かないで下さい。
22. 大小兼用（1）コースの大型マルチテストで受検する際の注意事項
 - ①入口の車種選択兼再入場申告モニターで検査種別及び車種等を選択して下さい。
 - ②4輪駆動車は、切り替えられるものでも機械式以外は「4WD車」を選択して下さい。
 - ③ヘッドライト検査の際は、車両の停止位置案内線に沿って正しくテストに正対させて下さい。
23. 初回外観検査実施時にチェックランプ（エアバッグ、ABS、エンジン、ブレーキ）の点灯または点滅が認められた場合は、「審査中断」となり以降の検査が受けられません。事前に確認をお願いします。
24. 大型特殊自動車は計測コースに並んで下さい。